

新型コロナウイルス感染症蔓延下における救急法等講習の対応について

新型コロナウイルス感染症蔓延下における救急法等講習の対応について、次のとおりとします。

〈実施可能な講習〉

救急法基礎講習

救急法講習、水上安全法講習、健康生活支援講習、幼児安全法講習の各短期講習

但し、感染症予防の観点から次の(1)～(3)に当てはまる実技は実施しません。

(1)人工呼吸(呼気吹込み法)

(2)人と人が接触する実技(間隔が2メートル程度確保できない状態)

(3)3つの密が避けられないグループワーク等

また、一般普及講習(養成講習)は、各講習の指導要領に定める実技練習と実技検定が実施できないため、引き続き開催を見合わせます。

記

1 救急法等講習の実施について

(1)別紙【講習会主催者・受講者の皆様へ】【救急法等指導員の皆様へ】により受講者や指導員の安全確保と感染症対策を徹底し講習会を実施します。

(2)県内において陽性患者が確認される等、再び流行の兆しが認められた際は、講習会の開催を中止する場合があります。

2 講習会の会場について

(1)受講者が2メートル程度離れて受講できる会場での実施とします。[大会議室、大集会室、多目的ホール、体育館(柔剣道場)など]

なお、会場が確保できない場合は人数制限を設けます。

(2)講習中は、会場の窓や入口のドアを開け換気を行います。常時開放が出来ない場合でも、最低1時間に2回程度の換気を行います。[エアコン使用時など]

(3)別紙1「救急法等講習実施チェックリスト」を用い、実施前、実施中、実施後において、各項目が遵守されているか、指導員が確認しながら講習会を進めます。

3 講習会の受講について

(1)講習会当日は、別紙2「健康チェック表」により受講者が自ら健康状態を確認し、該当項目が一つでもある方は講習会へ参加できません。

(2)講習前の検温、講習会前後の手洗い(又は手指消毒)とうがい、講習中のマスク着用を必ず行います。

[体温計(非接触型推奨)・手指消毒剤・マスクは主催者及び受講者で準備いただきます]

なお、(1)(2)については指導員も同様の対応とします。

(3)当面の間、受講者への人工呼吸の実技練習は行わず指導員による口頭説明のみとします。

(4)その他、人と人が接触する実技は人工呼吸同様、指導員による口頭説明のみとします。

※人と人が接触とは、間隔が2メートル程度確保できない状態をいいます。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の今後の状況を踏まえて、上記内容を見直していきます。